十日町市監査委員公表第２号

地方自治法第 199 条第７項の規定に基づき財政援助団体等監査を執行したので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和８年 11 月 13 日

十日町市監査委員　高橋　昇男
十日町市監査委員　根津　年夫

監　査　結　果　報　告

１　監査対象
一般社団法人里山プロジェクト
管理施設名　十日町市松代棚田ハウス

２　監査の着眼点
財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が交付等の目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

３　監査の主な実施内容
会計帳簿・証拠書類との照合のほか、関係者の説明を聴取した。

４　監査の実施場所及び期間
実施場所　十日町市監査委員事務局事務室及び十日町市松代棚田ハウス
予備監査　令和８年８月 31 日から令和８年 10 月９日
本 監 査　令和８年 10 月 15 日

５　監査の結果
出納、その他の事務について監査をした結果、おおむね適正に行われていた。
なお、一部改善すべき点が認められたので、事務処理の適正化に一層努力されたい。

６　意見
・備品台帳を整備し、備品の増減の記録及び適切な管理をしていただきたい。
・災害及び事故時の記録について、職員間及び市との情報共有のためにもしっかり記録を作成し、保管していただきたい。
・指定管理業務事業計画書の人員体制欄に具体的な人員配置の人数を明記していただきたい。
・食事には地元食材を多く取り入れたり、近隣のイベント時の宿泊先として利用してもらうなどの経営努力が感じられた。今後も利用者の一層の拡大を期待する。